

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公表番号】特表2018-510270(P2018-510270A)

【公表日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2017-548978(P2017-548978)

【国際特許分類】

D 0 4 H 1/413 (2012.01)

C 1 2 Q 1/04 (2006.01)

【F I】

D 0 4 H 1/413

C 1 2 Q 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月1日(2019.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 繊維性多孔質マトリックスと、b) 前記繊維性多孔質マトリックスに捕らえられた複数の濃縮剤粒子と、を含む不織布物品であって、前記繊維性多孔質マトリックスが無機纖維及びポリマー纖維から本質的になる、不織布物品。

【請求項2】

前記ポリマー纖維が2成分纖維を含む、請求項1に記載の不織布物品。

【請求項3】

前記無機纖維がガラス纖維を含む、請求項1に記載の不織布物品。

【請求項4】

前記無機纖維及びポリマー纖維が50mm未満の平均長さを有する、請求項1～3のいずれか一項に記載の不織布物品。

【請求項5】

前記繊維性多孔質マトリックスが、非捲縮ポリマー纖維を含む不織纖維層である、請求項1～4のいずれか一項に記載の不織布物品。

【請求項6】

前記繊維性多孔質マトリックスがポリアミド纖維を含まない、請求項1～5のいずれか一項に記載の不織布物品。

【請求項7】

前記ポリマー纖維がフィブリル化ポリエチレン纖維と2成分纖維とを含み、

前記無機纖維がガラス纖維を含み、

前記濃縮剤粒子が非晶質金属ケイ酸塩、グアニジン官能化金属ケイ酸塩、珪藻土、表面改質珪藻土、グアニジン官能化珪藻土、 $\text{Fe}_2\text{O}_3(\text{OH})_x$ 、金属炭酸塩、金属リン酸塩、シリカ、パーライト、グアニジン官能化パーライト、又はこれらの組み合わせを含む、請求項1～6のいずれか一項に記載の不織布物品。

【請求項8】

流体試料中の微生物又は標的細胞検体を検出する方法であって、

a) 請求項1～7のいずれか一項に記載の不織布物品を提供する工程と、

b) 少なくとも 1 種の微生物株又は標的細胞検体を含有すると疑われる流体試料を提供する工程と、

c) 前記少なくとも 1 種の微生物株又は標的細胞検体の少なくとも一部が前記不織布物品に拘束されるように、前記流体試料を前記不織布物品と接触させる工程と、

d) 拘束された前記少なくとも 1 種の微生物株又は標的細胞検体の存在を検出する工程と、を含む、方法。

【請求項 9】

前記検出する工程が生物発光法を含む、請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

拘束された前記少なくとも 1 種の微生物株を溶解剤と接触させる工程を更に含む、請求項8又は9に記載の方法。

【請求項 11】

前記少なくとも 1 種の微生物株又は標的細胞検体を拘束した不織布物品を少なくとも 1 種の検出試薬と接触させて定置する前記工程の前に、前記少なくとも 1 種の微生物株又は標的細胞検体を拘束した不織布物品を洗浄することを更に含む、請求項8～10のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 12】

前記流体試料が、管腔又はカニューレを有するデバイスからのすすぎ液を含み、

前記接触させる工程が、前記管腔又はカニューレを有するデバイスが前記不織布物品と流体連通している一体型アセンブリ内で起こる、請求項8～11のいずれか一項に記載の方法。